

■ 令和7年度第1回羽曳野市総合教育会議 会議録 ■

1 日 時 令和7年10月17日(金) 午後1時~

2 会 場 羽曳野市役所 本館3階 市長会議室

3 出席者

市長	山入端 創	教育長	村田 明彦
		教育委員(職務代理者)	奥野 貞一
		教育委員	多田 謙司
		教育委員	新熊 和彦
		教育委員	原田 奈緒美

4 関係者

副市長	伊藤 弘三	学校教育部長	藤田 晃治
		兼生涯学習部長	
政策企画部長	金森 淳	学校教育部理事	新田 孝一
		教育政策課長	平井 有紀子
		食育・給食課長	中野 貴史
		第1・第2給食センター所長	上村 良史
		学校教育課長	伊藤 圭

5 事務局

政策推進課長	松村 光男
政策推進課課長補佐	片岡 千恵
政策推進課主査	小森 稔子

6 内容

【次第1:開会】

<司会>

定刻がまいりましたので、ただ今から令和7年度第1回羽曳野市総合教育会議を開催いたします。

それでは、議事に先立ちまして、山入端市長よりご挨拶をよろしくお願いします。

<山入端市長>

皆様こんにちは。令和7年度第1回総合教育会議の開催にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

教育委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中、ご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。また、日頃から本市の教育行政の推進と発展にご尽力いただいておりますことに、重ねてお礼を申し上げます。

この総合教育会議では、教育政策に関する重点的な施策につきまして、皆様と直接意見交換し、教育のあるべき姿や方向性について協議することで、より適切な教育体制の充実に繋がっていくものと考えているところです。

さて、子育てや教育の分野に目を向けてみると、このたび、第3こども園の名称が「古市こども園」に決定し、令和8年4月からの開園に向けて、準備を進めております。また、学校給食センターの新築移転整備につきましても、令和8年4月からの供用開始に向けて、順調に進んでいるところです。

さらに、この9月より、中学校給食の全員喫食についても開始しております。教育委員会におかれましては、安全・安心な学校給食の提供にご尽力いただいているところであると思います。

今年度においては、各小中学校において、大阪・関西万博への校外学習も実施され、未来社会や様々な国の多様性溢れる文化を体験し、子どもたちにとって大変貴重な経験となったことだと思います。

そのほか、LICはびきの内ヘキッズスペースの設置、パイプオルガンの修復に関する費用について、ふるさと納税のクラウドファンディングを活用し、寄付の募集も開始していただいております。

このように、様々な取り組みを進めている状況ですが、学校の適正規模・適正配置や、学校プール授業のあり方も含めて、まだまだ解決すべき課題も多く残されています。

私としても、羽曳野の未来を担う子どもたちが、夢と希望を持って健やかに成長ができるよう、教育委員会との連携を密にし、ソフト・ハードの両面から一つひとつしっかりと前に進めてまいりたいと考えています。

今年度第1回目となる本日の総合教育会議は、「教育大綱について」を議題とさ

せていただきます。

今後とも教育委員会と共に共通した認識のもと、互いに連携して、よりよい教育環境づくりに取り組んでまいりたいと存じますので、本日は委員の皆さんには、忌憚のないご意見を賜りますことをお願い申し上げて、冒頭のご挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願ひいたします。

<司会>

ありがとうございました。続いて、村田教育長からご挨拶をいただきます。

<村田教育長>

皆様、本日はお忙しい中ご出席いただき、ありがとうございます。

先ほど、市長からご挨拶があった通り、本当にこの5年間で、羽曳野市の教育は大きく変わってきたと思ってます。

まだまだ課題も多いですが、この総合教育会議も含めまして、皆様からご意見をいただきながら、子どもたちのために頑張っていきたいと考えております。本日の会議もどうぞよろしくお願ひいたします。

<司会>

ありがとうございました。次第に沿って会議を進めさせていただきます。

総合教育会議規定の定めにより、山入端市長に議事進行を行っていただくことから、会議の議事をお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

<山入端市長>

それでは、議事進行を務めさせていただきますので、ご協力のほどよろしくお願ひ申し上げます。

本日の議事は、「教育大綱について」でございます。担当者からの説明の後、協議・意見交換をさせていただきたいと考えておりますので、よろしくお願ひします。

まず、事務局から本議題の趣旨についての説明をお願いします。

【次第2:議事事項】

<事務局>

本議題の趣旨についてご説明させていただきます。

教育大綱は、令和4年度から令和7年度までの第2期にあたる大綱が策定されており、今年度が改正年度となります。教育振興基本計画は、教育委員会において、令和7年度から令和10年度までの計画を策定されております。

国の通知では、地方公共団体の長が、総合教育会議において教育委員会と協議・調整し、教育振興基本計画をもって大綱に代えることと判断した場合には、別途、大綱を策定する必要はないとされています。本日は、法的位置づけ等についてご説明させていただき、協議していただければと考えております。

以上が本日の議題の趣旨となります。

それでは引き続き、「教育大綱について」、ご説明させていただきます。

まず、教育大綱の法的位置づけについて、資料1に基づき、ご説明申し上げます。資料1の1番、教育大綱及び教育振興基本計画の位置付け等の【教育大綱について】をご覧ください。法的位置付けといたしましては、教育大綱は地方教育行政の組織及び運営に関する法律を根拠法令としており、地方公共団体の長が策定主体となり、策定は必須となっております。

2ページ目1番下の囲っている、関係法令等抜粋をご覧ください。平成27年4月1日から施行されました改正地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3第1項におきまして、「地方公共団体の長は、教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針を参照し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めるものとする」と規定されております。

この条文の主旨は、地方公共団体の長は民意を代表する立場であるとともに、教育委員会の所管事項に関する予算の編成・執行や条例提案など、重要な権限を有していること、また、近年の教育行政においては、福祉や地域振興などの一般行政との密接な連携が必要となっておりすることから、地方公共団体の長に大綱の策定を義務付けることによりまして、地域住民の意向をより一層反映させるとともに、地方公共団体における教育、学術及び文化の振興に関する施策の総合的な推進を図ることをねらいとしているものでございます。

また、第2項において、大綱を定めるとき、または、変更しようとするときは、あらかじめ、この総合教育会議において協議するものとされております。

続いて、現在の本市の教育大綱と教育振興基本計画との関係について、改めてご説明申し上げます。

関係法令等抜粋に記載の教育基本法第17条では、第1項に、政府は教育振興基本計画を定めなければならないことを規定しております。第2項では、地方公共団体はそれを参照し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならないとされております。

そこで、関係法令等抜粋の上の表にありますとおり、本市においては、今後、本市がめざすべき教育目標を明らかにするとともに、学校園をはじめ、市民、地域、行

政などすべての主体が連携しながら、目標を共有し、その達成に向けた取組みを推進するため、羽曳野市教育振興基本計画を教育委員会で策定しており、令和7年度から令和10年度の4年間においては、第1期計画期間中となっております。

また、本市教育大綱におきましては、第2期が今年度までとなっており、令和7年度が改正年度にあたっております。

次に、1ページ目の(2)教育振興基本計画と教育大綱との関係のところですが、1つ目にはありますとおり、どちらが上位という明確な位置付けはなく、下から3行目にはありますとおり、文部科学省通知におきまして、「地方公共団体の長が、総合教育会議において教育委員会と協議・調整し、教育振興基本計画をもって大綱に代えることと判断した場合には、別途、大綱を策定する必要がない」とされているところでございます。

今年度、羽曳野市教育大綱の改正年度にあたりますが、本市におきましては、こうした文部科学省通知の内容も踏まえ、羽曳野市教育振興基本計画において掲げている基本理念、基本方針といった基本的な部分が教育大綱と一致しているため、この計画をもって、本市の教育大綱として位置付けたいと考えております。

なお、参考までに、参考資料1・参考資料2として、現行の本市教育大綱と、教育振興基本計画の概要版をお配りさせていただいておりますので、別途、ご参照いただき、内容についての説明は割愛させていただきます。

説明は以上でございます。

<山入端市長>

ただ今、政策企画部から説明がありました。

羽曳野市教育大綱の法的な位置付けは資料にありましたが、策定主体は地方公共団体の長にあるということです。国の見解では、この教育大綱につきましては、総合教育会議において、地方公共団体の長が教育委員会と協議調整の上、教育振興基本計画をもって大綱に代えると判断した場合は、大綱を策定する必要がないと示されております。

大綱は、法的には、国の教育振興基本計画を参照し、その地域の実情に応じた地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めるものとされています。

以上のことから、私の意向といたしましては、これらの法の趣旨を踏まえますと、本市の教育大綱と、教育委員会が策定しております教育振興基本計画が、整合、連携の図られた内容となっているため、教育振興基本計画を大綱と位置付けることが、望ましいものであると考えています。

教育委員の皆様から、「教育大綱について」、ご意見やご質問等がございましたら、

お願いします。

<山入端市長>

特に、ご意見やご質問等がないようですので、教育振興基本計画を、大綱と位置付けることで、よろしいでしょうか。

～一同了承～

只今、皆さまからご了承をいただきましたので、教育振興基本計画を大綱と位置付けることといたします。よろしくお願ひいたします。

本日の議題は以上となりますが、その他として、報告事項等がございましたら、お願いします。

<事務局>

教育委員会から、「小学校給食費の無償化について」のご説明があるとのことです。

<山入端市長>

それでは学校教育部より、「小学校給食費の無償化について」、ご説明をお願いいたします。

<中野食育・給食課長>

小学校給食費の無償化について、ご説明させていただきます。

お配りしております資料の表題が、「小学校給食費の無償化について」となっている分をご覧ください。

現在、小学校給食費の無償化につきましては、ニュース等にも取り上げられております。その内容について、一旦、経緯も含めてご説明させていただいた後、こちらの方から現状の課題などをご提示させていただきたいと考えております。

資料の2ページ目をご参照ください。

無償化に関するこれまでの動きをまとめさせていただいております。

起点となりましたのが、令和5年6月、国の「こども未来戦略方針」になります。子育て世代向けの施策のひとつとして挙げられ、「学校給食費の無償化の実現に向けて、全国ベースでの学校給食の実態調査の結果を1年以内に公表、また、課題の整理を丁寧に行い、具体的方策を検討する」という内容で閣議決定されました。

その後、文科省で課題の整理等が行われ、今年2月、自民党と公明党、日本維新

の会の3党で合意形成されたことから、合意内容として、「まずは小学校を念頭に、地方の実情等を踏まえ、令和8年度に実現する」ということが明記されました。

そして、今年6月の文部科学大臣の記者会見においても、「今後十分な検討を行い、安定的な財源の確保と併せて、給食の無償化が意義あるものとなるように取り組んでまいりたい」という内容の発言がありました。

資料の3ページ目をご参照ください。

実際に、国これまでの動きに合わせて、無償化に関する令和8年度の予算化に向けた動向をまとめさせていただいている。

元々、今年8月の文部科学省の概算要求において、無償化については、個別の事業費としての金額は掲載しないが、事項要求において、こういう事業を考えているという要求内容の文章を入れる、という事前アナウンスがありましたが、HPに掲載されており、実際の8月の文部科学省の概算要求関連資料については、小学校給食費の無償化についての個別掲載がない状態となっております。

ただ、同8月に、毎年この時期に総務省から、各府省への申し入れ事項という形で伝達事項がありますが、そこには「教育無償化への対応」の項目で、「給食無償化については、地方の意見を十分に踏まえ様々な論点を検討した上で、実施に当たっては、地方公共団体への適時適切な情報提供を行うとともに、所要の財源を確実に確保されたいこと」となっており、事項要求の中に給食費無償化も織り込まれていると予測できる内容となっております。

さらに今年9月、官庁速報記事において、3党の実務者会議の中で、小学校給食費無償化については約3,100億円の財源が必要であることと併せて、教育の無償化には高校無償化も含まれており、そちらは具体的な制度設計が進んでいるが、給食費無償化については、具体的な検討が進んでおらず、今年中には制度設計に関する一定の方向性を出す、という報道がされております。

報道内容を見る限りは、この内容までとなっており、令和8年4月1日から実施するのかどうか、という部分が、かなり流動的な状況となっています。

資料の4ページ目をご参照ください。

本市の場合、小学校の給食費イコール食材を購入する費用となります、その財源構成の表となります。これは仮の概算数値を入れた上で作成していますので、あくまで規模感や割合をご認識いただくためのものになりますので、実際の数字とは乖離しております。

左側に、生活保護・多子世帯助成・物価高騰支援・就学援助等の項目がありますが、これらは公費で負担している給食費の割合になります。約1億1千万円程度で、全体の約4割程度を公費負担しています。円グラフの右側の部分については、保護者負担となり、保護者の方々に給食費としてご負担いただいている割合で、全体の

約6割となります。

今回の無償化の話の中では、この財源構成について、どのように進めていくべきかを国で議論されていく内容となります。

最後の5ページ目をご参照お願いします。

国で議論されていることですので、最終的には国で決定されることにはなりますが、この間、無償化についての課題を幾つか挙げながら、関係者の方へ世間話的にお話を伺うような機会が何度かあり、その中で、給食事業担当課としての認識と、お話をしている方との認識に、少し齟齬があると感じることが、最近特に多くなつてきています。

その部分について、特別職・教育委員様にも少しご認識していただいた方がいいと思いましたので、ご説明させていただきます。

無償化にあたっての課題ですが、大きくは、公平性と、国と地方の役割分担とその規模になってくると考えております。

公平性については、よく言われている1つ目が、現在も給食自体を食べていない児童は一定数存在しますが、その児童には、今回の無償化の恩恵というのには及ばないのではないかということです。

2つ目が、自治体ごとにも違いますが、概ね地域ごと、都道府県別で括ってても、給食における食材費の月平均額が、地域によってかなりの差があることです。

最も低いところは、滋賀県の3,933円、最も高いところでは福島県の5,314円です。約1.4倍弱ぐらいの開きがあります。

本市の場合、月平均額は4,882円で、全国平均の少し上ぐらいになります。

この結果は、1食当たりの食材費にかけている金額が、地域によって大きな差があるということです。

次に、国と地方の役割分担というところですが、給食費無償化の恩恵は、利用する児童とその保護者に対するものが第一義である場合、これに要する費用について、国が全額負担してくれるのか、地方もその役割分担の一つとして、財源を担わなければならぬのかという部分については、まだはっきりと示されていません。

先ほど冒頭でご説明させていただいた部分ですが、無償化という言葉が先行しており、文科省からの資料等を読んでいる限り、国で全額負担します、ということはどこにも書かれておりません。

行間を読むと、場合によっては、無償化を実施するにあたり、地方の負担も一定程度求められるかもしれない、という解釈もできるような内容になっています。

また、公立学校だけに限定して、全国で給食費無償化に要する金額は、小中全体合わせて約4,832億円とされております。

これを文部科学省の予算だけでやり繰りしながら実施していくことはかなり難し

いと、文科省自身も発表されています。逆にいうと、現在も、その安定的な財源をどこからか持ってくるのかという手筈が進んでいない中で、制度設計をしながら動いていることになります。

課題としましては、喫食しない児童には恩恵がいかない、地域によって食材費に差がある、ということもありますが、制度設計についてはどこまでいっても市が関与できるところではありませんので、国にお任せする以外ありません。

ただ、共通認識としまして、給食費の無償化を実施するにあたり、もしかすると状況次第では、その費用の一部を地方も負担しなければならない領域が出てくるかもしれません、ということは、お知りおきいただきたいと思っています。

国から外部向け資料として出ている部分で、概ねそういったところが課題だと考えております。説明は以上です。

<山入端市長>

ただ今、学校教育部から説明がありました。教育委員の皆様から、「小学校給食費の無償化について」、ご意見やご質問等がございましたら、お願ひします。

<多田教育委員>

給食費無償化の説明を聞かせていただきましたが、国の政策として令和8年度からスタートするということですが、現時点でまだ何も決まっていないのですか。

<中野食育・給食課長>

この資料を作成していた1ヶ月半前も、現在でも、政局の方向性がかなり流動的になっています。

元々の3党合意も、履行の対象になっているのかどうか不明瞭になってきております。制度設計のベース自体もできていない状況ですと、来年度当初4月からの実施についても、かなり流動的な状況にあると思われます。

<多田教育委員>

そういう状況だと、羽曳野市としても予算部分を含めて、来年度に向けて進めていくこともなかなかできない状況だと思うのですが、そこを話し合いしたいということでしょうか。

<山入端市長>

それも含めまして、皆さんのご意見をお伺いしたいと思っています。

<多田教育委員>

私の意見としましては、給食費の無償化は、令和8年4月から必ずスタートしないといけないのか、というところで、例えば、実施しないという市町村が出てくることはあるのでしょうか。

<山入端市長>

これに関しましては、国で決定したら、必ず実施することになります。

<伊藤副市長>

先ほどの説明資料の3ページで、総務省は「地方公共団体への適時適切な情報提供を行うとともに、所要の財源を確実に確保されたいこと」となっています。財源を確実に確保することとありますので、もう実施するということになります。

さらに付け加えると、国の財源は遅れるかもしれないで、場合によっては、自治体で立て替える可能性についても、この総務省からの申し入れ事項の中に入っていると思われます。

無償化は、国としては実施しよう、だからその必要財源は心得ておいてください、ということが令和7年8月の総務省から各府省への申入れ事項の内容であると思います。

我々もそれを踏まえて、準備が必要になっていくと思います。

<山入端市長>

保護者負担分を無償化にするということは、自治体負担がその中で出てくるということになり、自治体としては、実質、痛みが増えるということですね。

<中野食育・給食課長>

はい、おっしゃるとおりです。

<山入端市長>

その他、ご意見等ありましたら、お願いいいたします。

<新熊教育委員>

資料では、食材の費用が2億7千万円ですね。すでに4割ぐらい市が負担しているということですか。

＜中野食育・給食課長＞

生活保護費等に関しては、国からの補助も入っているので、すべてを市費で負担しているわけではありませんが、公的な、税金関係で負担している割合だとそれなりにあります。

＜新熊教育委員＞

調理や運送等の費用は、また別に負担しているということでしょうか。

＜中野食育・給食課長＞

それらの費用は、法令上、実施している自治体で負担することとなっています。

＜新熊教育委員＞

調理や配送等については、実際どれくらいの費用が必要になりますか。

＜中野食育・給食課長＞

食材費の保護者負担分の倍以上の費用が必要です。

＜山入端市長＞

その他、ご意見等ございましたら、よろしくお願ひいたします。

奥野教育委員、何かございますでしょうか。

＜奥野教育委員＞

ご説明等を聞かせてもらいましたが、子どもたちや保護者ことを本当に考えたら、国が全額負担してくれるのが一番いいことだと思っています。

各自治体も、それなりに準備が必要というような話もありましたので、仕方ないのかな、と感じています。今でも、日々刻々と政治の情勢が変わっていますので、今後どうなるのかということが、一番思うところではあります。

ただ、無償化については詳細が決まっていないということですので、現状では質問等は特にありません。

＜中野食育・給食課長＞

給食費について、もう少し詳しくご説明させていただきますと、給食費の設定が自治体によって差があることは、どうしても生じていますので、基準単価的なものを国が定めると思いますが、仮に基準単価が示されたとして、それよりも高い給食費を設定している自治体は、足りない分を市が負担するのかどうか、という問題が

出てきます。

本市の場合は、月平均額と比較して約 200 円上回っていますが、そこを市の負担として実施するのかどうかということは、全国どこの自治体も、同じような状況にあることが想定されます。

無償化と一言で言っても、それぞれの自治体が実施している給食の体裁をそのまま無償化してもらえるわけではありません。

その問題はずっと存在し続けるので、国から制度設計が示されるとは思いますが、本市の学校給食の事業として、どういう形で継続していくのかということは、どこかの時点で具体的に考えていく必要があります。

食材費の月平均額において、自治体によって差が出ているところを、全国一律でまとめていくのは相当難しいのではないかと考えています。

その費用負担部分をどうするのかについては、これから検討が必要な問題だと考えています。

<伊藤副市長>

確かに財源に関してはそうなります。

しかし、国が全国的に無償化と言っているのに、足りない分は保護者に負担してくださいとは言いにくいと思います。財源については、これから市長や教育委員様のご意見等も踏まえて考えていくことになります。

毎年年末に、国から予算案が出ます。そこにスキーム等の詳細が載ってくるはずです。そこで、足りない分をどうするのかということを、来年度当初予算に向けて、しっかりと議論していくことが必要になります。本市の当初予算ですと、2月の議会までには、はっきりとした方向性を確認する必要があります。

ただ、先ほども申し上げたとおり、国が無償化と言っている以上、足りない分について、保護者に負担してもらうことは難しいと思います。

<村田教育長>

資料の4ページに円グラフがありますが、保護者負担というのは食材費として保護者からいただいている分ですよね。仮に無償化で、足りない分を市が負担するとしても、左側の就学援助や物価高騰分について国からの財源が入ったら、この分はマイナスになるということですね。

<中野食育・給食課長>

就学援助の枠組みや扶助対象になってるところの枠組み自体を、国がどう整理されるのかについては、課題として残っていくと思います。

そのままその枠組み自体を残されるのか、給食の提供対象として、最終的に母数として全ての部分が無償化の対象になるのか、というところはまだ分かりません。

＜村田教育長＞

仮に国がこの保護者負担分を全額負担してくれると、多子世帯援助分や物価高騰分等も、国が負担してくれるということですね。

もっと単純に言えば、食材費を全額国が負担してくれて、足りない分は市が負担するとしても、この円グラフの左側の多子世帯援助分 3,168 万円や物価高騰分 3,129 万円は、マイナスになるということですね。

＜中野食育・給食課長＞

そうです。そういう想定をしています。

＜村田教育長＞

そこは皆様にもご理解していただく必要があります。

仮に食材費相当額である1億 6,444 万円の一部を市が負担することになったとしても、多子世帯援助分や物価高騰分がマイナスになるという考え方もできるということです。

食材費の一部を負担することはあっても、多子世帯援助分や物価高騰分は国で負担してもらえるので、そこは市が負担する必要がなくなります。

＜中野食育・給食課長＞

多子世帯援助分と物価高騰分については、市の独自事業になりますので、そういうなります。

元々、概算要求の時点で、事項要求として国から制度設計の内容が出るとアナウンスされていたため、総合教育会議開催の時点で、ある程度の内容を具体的にお示しできると思っていたのですが、詳細をお示しできず、申し訳ありません。

＜伊藤副市長＞

この円グラフの全部を国の財源で埋めてくれたら、市の負担はなくなるということですね。

でもこの円グラフより国の財源が小さくなったときに、その足りない分をどうするのかという話が出てくるということです。

<山入端市長>

他に、ご意見等はございますでしょうか。

<原田教育委員>

資料の最後で、無償化にあたっての課題について説明がありました。その一番目の喫食していない児童には恩恵が及ばない、というところですが、確かにそのとおりだと思いますが、この喫食していない児童というのは大体どれくらいの人数になるのでしょうか。

<山入端市長>>

この喫食していない児童というのは、アレルギー等のために弁当を持参している児童のことですか。

<中野食育・給食課長>

そういう児童がほとんどになります。

本日は、具体的な人数の資料が手元にはありませんが、人数だと全体の1割もないくらいの少数だと思います。

<村田教育長>

全体の1割もいないと思います。かなり数は少ないと思います。

<原田教育委員>

喫食していない児童が、全くいないという学校はあるのでしょうか。それくらい少ないのでしょうか。

<中野食育・給食課長>

全くいないという学校はないと思います。

<原田教育委員>

分かりました。ありがとうございます。

<山入端市長>

その他、ございますでしょうか。

今回の議題である、教育大綱以外にも委員の皆様からは、様々なご意見をいただき、協議、調整を行いました。

小学校給食費の無償化につきましては、国からの財政措置等の詳細が明らかになっていない状況ではありますが、実施に向けて情報共有を行いながら、準備を進めていく必要があることが分かりました。

教育委員会におかれましては、引き続き、子どもたちの教育環境の充実に向けて、連携を図りながら、今後も協力していきたいと考えておりますので、皆様どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、進行を事務局にお返しいたします。ありがとうございました。

【次第3:閉会】

<事務局>

以上をもちまして、令和7年度第1回総合教育会議を終了させていただきます。
本日は、ありがとうございました。